

地域包括支援センターの運営委託について

1 地域包括支援センターの概要

地域包括支援センター（以下センター）は、介護保険法第 115 条の 46 第 1 項に基づき、市が主体となり直営または、委託により設置し、委託する場合は、医療法人、社会福祉法人、NPO 法人等に限られる。

業務内容は介護予防や介護サービス利用に関する相談・支援、高齢者への虐待防止、高齢者の権利保護ため成年後見制度を活用した事業を実施し、高齢者を包括的に支援する中核機関となる。

センターは、介護保険法により高齢者人口に応じて**保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員**の 3 職種の配置が義務付けられている。

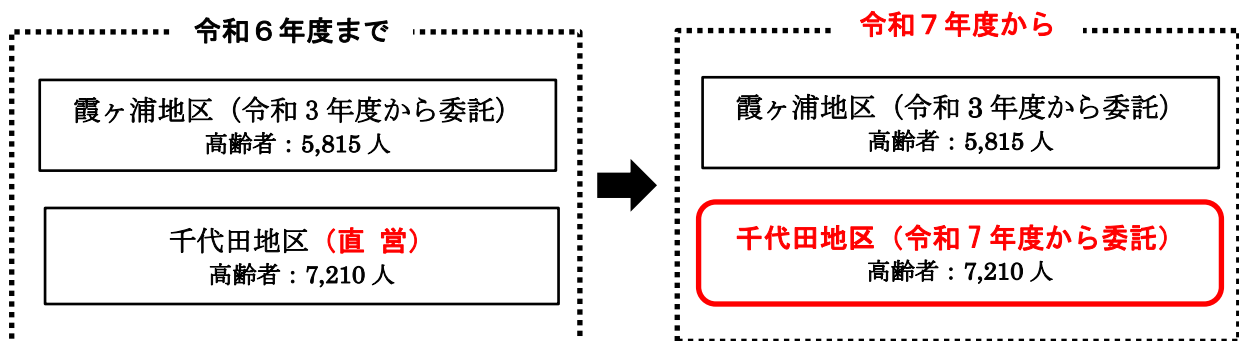
現在、県内の状況は 44 市町村において直営 22 ヶ所、委託 70 ヶ所の計 92 ヶ所が設置されている。

2 委託理由

○センターの主な業務については、上記の業務に加え、介護保険法の改正により、センターでは 2025 年を目途として「**地域包括ケアシステム**」の構築に向け、平成 30 年度から新たに「**在宅医療・介護連携推進事業**」「**認知症総合支援事業**」「**生活支援体制整備事業**」「**地域ケア会議**」の 4 事業に取り組むこととなった。

○こうした中、市の直営によるセンターの運営については、必要な専門職の確保及び配置が厳しくなっており、職員配置が固定化、属人化しつつある現状がある。これらの課題の解消するため、センターを外部に委託することで、直営センターに配置されている職員を他の業務に配置することが可能となり、国県補助の支援により効率的・効果的に運営していくこととした。

3 委託地区



4 委託費用の用・委託期間

委託費用 31,500,000 円（債務負担行為）

委託期間 令和 7 年 4 月～令和 10 年 3 月 31 日（3 年間）

委託日程 令和 6 年度に予算措置し、令和 7 年 1 月～2 月にプロポーザル実施、事業者を決定、令和 7 年 4 月に開設予定